

# 学校の部活動における安全対策

黒沢尻工業高等学校

## 1 基本的な安全対策の考え方

運動部活動については、全教職員・外部指導者・生徒が部活動の意義や部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルール作りや情報共有等、関わる全ての者の協力体制の下、組織的に取り組むこととする。

部活動前には、使用施設、設備、用具等の安全点検を行ったり、また、緊急時における心肺蘇生やAED、エピペン等の救急対応を学ぶ校内研修の実施等、事故発生時の対応力を高め、安全管理体制を構築する。

### 【重点項目】

- ① 部活動方針の理解
- ② 安全対策マニュアル等の整備
- ③ 救急法・AED等教職員研修の実施

※AED設置場所は別紙参照のこと

## 2 活動の方針

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

このような部活動の意義を踏まえながら、部活動を通じて、一人ひとりの生徒が、学級や学年の枠を超えた仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、社会に貢献できる人間力を育むとともに、本校の部活動が、生徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

なお、部活動への加入は任意であることを申し添える。

### 3 具体的対策：生徒及び施設利用者に係り

## 1 部活動中の事故

事例：部活動中、生徒がうずくまるように倒れた場合。  
(類似事故発生の場合、本手順を踏まえ対応にあたる。)

<危機発生時の対応>

#### ① 救急措置

- ・担当教員及び応援に駆けつけた養護教諭等の教職員は、該当生徒の反応の有無を確認する。

#### 反応がない場合

一次救命処置（呼吸を確認し、気道を確保する。呼吸がない場合、AED等）を行うと同時に校長等に報告し、すぐに救急車を要請する。

#### ※ 救急車要請の判断基準

大出血、呼吸停止、けいれん継続、ショック状態、意識混濁、骨の変形、激痛、傷口大

担当教員等は、他の生徒を、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。養護教諭等（担任、学年長、科長）は、応急処置を引き継ぐとともに、保護者に事故の概要や搬送される病院等を報告し搬送先に向かうよう依頼する。救急車到着までの間、AEDの使用や心肺蘇生法等の手当てが必要と認められる場合は的確に実施する。

救急車の進入路を確保し、救急隊員を負傷者まで誘導する。担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明し、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。

状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

#### 反応がある場合

養護教諭等は、全身の状態、意識、血圧、脈拍、呼吸、体温、外傷の有無を把握し、応急処置を行い、学校医等の指導助言を得て、医療機関への受診を判断する。

#### ※ 応急処置

- ア ベッド等で安静にする。
- イ 保温
- ウ 外傷の手当て（止血、消毒等）
- エ 経過観察
- オ 水分補給

担当教諭等は校長に報告し、状況により救急車を要請する。他の生徒を、救急

活動の妨げにならない場所に移動させる。養護教諭等（担任や学年長）は、応急処置を引き継ぐとともに、保護者に事故の概要や搬送される病院等を報告し病院に向かうよう依頼する。救急車到着までの間、AEDの使用や心肺蘇生法等の手当てが必要と認められる場合は的確に実施する。

救急車の進入路を確保し、救急隊員を負傷者まで誘導する。担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明し、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

## ② 状況把握

- ・担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
- ・他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

## ③ 関係機関との連携

上記の他に、校長は事故の概要を県教育委員会保健体育課(019-629-6118)に報告し、後日、文書で提出する。状況に応じて警察（110番）に事故が発生したことを連絡する。

## ④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・担当教員等は、生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

## <危機終息後の対応>

### ① 原因の究明

- ・校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。
- ・練習内容に無理がなかったか、生徒の健康状態の把握が十分だったかなど、事故につながる要因について調査し、再発防止に取り組む。

### ② 支援・援助

- ・校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続きについて説明を行う。
- ・他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③ 心のサポート・ケア

負傷者及び他の生徒でショックを受けている者がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を県教育委員会保健体育課(019-629-6118)に報告する。

<危機の予防対策>

① 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立てる。

- ・生徒の健康状態を把握した内容
- ・生徒の個人の能力に配慮した内容

② 生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。

- ・生徒全員による練習内容の確認
- ・事故、怪我防止についての継続的な指導と生徒との確認
- ・過去の事故、怪我の例を紹介し、生徒の危険回避・予見する力を育む。

③ 部顧問が、活動の場につけない場合の練習については、練習の内容を考慮するとともに、事故発生時の対応などを生徒に周知する。

- ・校務等による遅れ、また、一次離れる場合等における練習は、事故・怪我の回避を踏まえた内容とする。

(基礎練習、ミーティング、部室・練習場の環境整備、用具点検等)

- ・生徒への指示については、顧問が確実に伝え、かつ、徹底を図ることとする。

④ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

⑤ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。



## 2 休日における部活動中の事故

事例：日曜日の部活動中、生徒が頭を強く打って倒れた場合。  
(類似事故発生の場合、本手順を踏まえ対応にあたる。)

<危機発生時の対応>

### ① 救急措置

- ・担当教員等は、応急処置を行うとともに、周囲にいる教職員に応援を要請する。担当教員等は副校長への連絡、救急車（119番）の出動要請、HR担任へ連絡、他の生徒を救急活動の妨げにならない場所に移動させる。救急車が到着するまでの間、AEDの使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・HR担任等は、保護者に事故の概要や搬送される病院等を報告する。
- ・救急車の進入路を確保し、救急隊員を負傷者まで誘導する。担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明し、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- ・状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

### ② 状況把握

- ・担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
- ・他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

### ③ 関係機関との連携

上記の他に、校長は事故の概要を県教育委員会学校教育課に報告し、後日、文書で提出する。状況に応じて警察（110番）に事故が発生したことを連絡する。

### ④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

<危機終息後の対応>

### ① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調

査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

- ・校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続き及び給付等について説明する。
- ・他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③ 心のサポート・ケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を県教育委員会保健体育課(019-629-6118)に報告する。

<危機の予防対策>

① 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立てる。

- ・生徒の健康状態を把握した内容
- ・生徒の個人の能力に配慮した内容

② 生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。

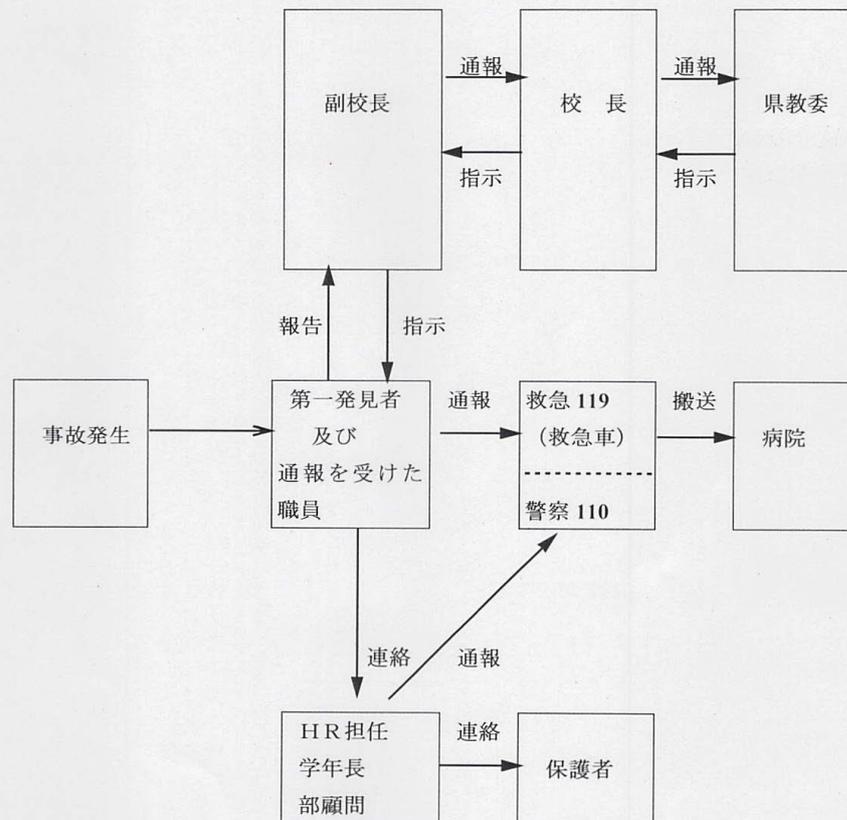
- ・生徒全員による練習内容の確認
- ・事故、怪我防止についての継続的な指導と生徒との確認
- ・過去の事故、怪我の例を紹介し、生徒の危険回避・予見する力を育む。

③ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

④ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

## 休日における部活動中の事故 フローチャート

岩手県立黒沢尻工業高等学校



- \* 休日・夜間における連絡は、職員緊急連絡網を使用する。
- \* マスコミ対応の窓口は原則として、校長または副校長とする。
- \* 対応は複数で協力し合い行う。
- \* 生徒の生命を第一に臨機応変に対応する。

